一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 2 月 15 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　菅沼　明

1 調達内容

(1) 業 務 名　３０－支－ＵＲ団地共聴設備有線放送届出整理業務

(2) 業務内容　①放送法第 133 条第 2 項に基づく「小規模施設特定一般放送」に関する業務変更の届出書の各書類作成

②４Ｋ放送の開始及びＢＳ・ＣＳ放送の再編に伴う、各放送事業者の再放送同意書の取得

(3) 履行期間　契約締結日の翌日から平成 31 年 7 月 5 日まで

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当しない者であること。

(https://www.ur-net.go.jp/ibaraki/order/kaikeijissisaisoku331-332.pdf 参照)

(2) 当機構中部支社において、平成29・30年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」(以下「一般競争参加資格」という。）の認定を受けていること。なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書及び資料の提出期限までに当該資格の申請を行い、かつ、開札までに認定を受けていなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部支社長が別に定める手続きにより「役務提供」の再認定を受けていること。)。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと（申請書等については入札説明書を参照のこと)。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号)、破産法（平成16年法律第75号)、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第85号）による特別清算を行っていない者であること（上記２（２）の再認定を受けた者を除く。)。

(5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。（https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf を参照)

(6) 入札日から起算して５年前の日以降において、当該業務と同種（放送法第 133 条第 1 項、第 2 項に基づく届出書の作成及び再放送同意書の取得）の業務を行った実績があること。

3　入札手続等

(1) 入札説明書等の交付期間及び方法

交付期間：　平成31年2月15日（金）10時から平成31年3月1日（金）まで

交付方法：　入札説明書等は、当機構ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：　平成31年3月1日（金）17時00分

提出場所：　〒460-8484　愛知県名古屋市中区錦３－５－27（錦中央ビル７階）
独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 設備技術課
電話052-968-3173

提出方法：　持参によるものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 競争参加資格確認結果の通知

申請書等の提出者全員に対し、平成31年3月8日（金）に郵送にて通知する。

(4) 入札書の提出期限、場所及び方法

提出期限：　平成31年3月18日（月）17時00分

提出場所：　〒460-8484　愛知県名古屋市中区錦３－５－２７（錦中央ビル６階）
独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課
電話052-968-3315

提出方法：　同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送又は持参によるものは受け付けない。

(5) 開札の日時及び場所

日時：　平成31年3月19日（火）10時00分

場所：　独立行政法人都市再生機構中部支社 入札室（錦中央ビル６階）

入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会は不要とする。

(6) 再公募の実施について

本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、上記３(2)に示す期限までに申請書等を提出しなければならない。また、開札の前日までの間において、当機構から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した申請書等は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した書類を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、３(2)の提出期限までに当該資格の申請を行い、開

札日までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(6) 落札者の決定方法　独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 契約書等作成の要否　要

(8) 手続における交渉の有無　無

(9) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3）当方に提供する情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4）公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

(10) 問い合わせ先

① 申請書等について　３(2)に同じ

② 平成 29・30 年度の競争参加資格について　３(4)に同じ

(11) 詳細は、入札説明書による。

以　上